

議会交際規程(見舞金・弔慰金関係)

項目	理由	互助会	交際費			弔辞	弔電	かえで会
			香料	花輪料	見舞金			
傷病 見舞金	議員が10日以上入院したとき	10,000			5,000			
	議員の配偶者が10日以上入院したとき	10,000						
	職員が10日以上入院したとき	町特別職	10,000					
		部長・課長・議会事務局職員	5,000					
災害 見舞金	議員が風水害、火災その他の災害により住居及び家財に損害を受けたとき	1/2以上滅失(持ち家)	40,000					
		1/3以上、1/2未満の滅失(持ち家)	20,000					
		1/2以上滅失(非持ち家)	20,000					
		1/3以上、1/2未満の滅失(非持ち家)	10,000					
	課長以上の職員が前記と同様の損害を受けたとき	前記金額の1/2						
香料	議員が死亡したとき	100,000	5,000	10,000				
	議員の配偶者が死亡したとき	30,000	5,000	10,000				
	議員の実父母・子(養子を含む)が死亡したとき(同居・別居問わず)	30,000	5,000	10,000				
	議員の義父母が死亡したとき (〃)		5,000					
	議員と同居の実祖父母又は実兄弟姉妹が死亡したとき	10,000	5,000					
	議員と同居の義祖父母又は義兄弟姉妹が死亡したとき		5,000					
	議員と別居の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき(実・義とも)						○	
	元議員が死亡したとき		5,000					
	元議長が死亡したとき		5,000	10,000		○		議長・副議長
	元議長の妻が死亡したとき		5,000					

項目	理由		互助会	交際費			弔辞	弔電	かえで会
				香料	花輪料	見舞金			
香料	職員が死亡したとき	町特別職	30,000	5,000	10,000		○		町長・副町長
		部長・課長・議会事務局職員	30,000	5,000	10,000				
		課長未満の職員	5,000	5,000					
		定年前の職が課長以上であつた再任用職員	5,000						
	職員の配偶者が死亡したとき	課長以上・議会事務局職員	20,000	5,000					
		定年前の職が課長以上であつた再任用職員	5,000						
	職員の実父母・子(養子を含む)が死亡したとき(同居・別居とも)	町特別職	20,000	5,000	10,000				
		部長・課長・議会事務局職員	10,000	5,000					
		定年前の職が課長以上であつた再任用職員	5,000						
	職員と同居の実祖父母・実兄弟姉妹が死亡したとき	課長以上・議会事務局職員	10,000	5,000					
		定年前の職が課長以上であつた再任用職員	5,000						
	職員と同居の義父母・義祖父母・義兄弟姉妹が死亡したとき	課長以上・議会事務局職員		5,000					
定年前の職が課長以上であつた再任用職員		5,000							

※この表に該当しない町内外役職者等の場合は別途協議する。